

～令和8年度 申請受付期間について～

令和8年度の入所申し込みは、原則、電子申請での申し込みとなります。

1. 申請受付期間(令和8年1月から4月までの利用開始を希望する方)

※申請方法により受付期間が異なります。ご確認のうえ申請してください。

(1)電子申請受付期間 9月16日(火)～10月17日(金) (申請手順は別紙「電子申請・郵送申請」参照)

(2)10階相談(申請受付)窓口

開設期間 10月6日(月)～17(金)(日曜、祝日を除く) ただし、10月11日(土)は開設します。

開設時間 午前9:00～11:30、午後1:30～4:00

場 所 市役所10階1001会議室 (相談・受付は市役所職員が行います。)

※希望園ごとの指定日はありません。申請書提出にあたり、ご不明な点等がある場合は会場へお越しください。

(3)郵送による申請受付期間 9月16日(火)～10月17日(金)(申請締切日必着)

申請方法等	9月											10月																																								
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																				
(1)電子申請 【原則】	9/16(火)～10/17(金)																																																			
	マイナポータルは24時間利用可能です。 ただし、メンテナンス等の理由によりシステムが停止している時間を除きます。																																																			
(2)10階窓口 (1001会議室) ※窓口を増設します	希望園ごとの指定日はありませんので、 ご都合の良い日にお越しください。 相談(受付)に要する時間は15～20分程度 を想定しております。 混み合う時間帯によっては待ち時間が 発生しますので、時間に余裕をもって お越しください。																																																			
	<10階窓口開設時間> 午前(9:00～11:30)、 午後(1:30～4:00) 上記以外の時間帯は1階窓口 へお越しください。																																																			
	10/6(月)～10/17(金) ※10/11(土)開設します																																																			
(3)郵送	9/16(火)～10/17(金) ※10/17(金)必着																																																			
	必着																																																			
窓口混雑 予想*	午前																																			◎	○			◎					◎	◎	◎	◎				
	午後																																																◎	◎	◎	◎

* ◎混雑、○やや混雑

※ご不明な点やご質問に関しては、電話でのお問合せも受け付けております。

2. 令和8年4月利用までのスケジュール

認定証の交付・利用内定または保留通知(4月利用希望者のみ)

12月下旬

施設利用開始

4月

施設利用承諾書兼利用者負担決定通知(利用施設を通して配付)

4月

	申請締切(必着)	変更申請締切(必着)*1	結果通知発送*2	前倒し利用可能月
第1次利用調整	10月17日(金)	10月24日(金)	12月	1月・2月・3月
第2次利用調整	1月6日(火)		2月	3月
第3次利用調整	2月12日(木)		3月	—

※1 申し込み後、申請の内容に変更がある方、追加書類を提出する方については、10月24日(金)(締切日必着)までに保育育成課にご提出ください。(余裕をもってお早めにご提出ください。)

※2 利用調整の結果は、内定、保留いずれの場合についても保育育成課から通知します。

なお、保育育成課まで保育所等利用申請内容取下げ申請書のご提出がない限り、令和8年12月利用開始(11月利用調整)まで調整の対象となります。

3. 令和8年1～3月に利用開始を希望する方

第1次～第2次利用調整の結果、4月からの利用が内定した方の中で、内定した施設において受入可能枠に余裕のある場合に限り、1月～3月に前倒して利用を開始できる場合があります。

※前倒して利用できる施設は4月からの利用が内定した施設のみです。他の施設の利用を希望することはできません。

4. 令和8年5月以降の利用開始を希望する方

原則、電子申請での申し込みとなります。

申請にあたってご質問、ご相談がある場合は、市役所1階保育育成課(11番窓口)にて入所相談及び受付を行います。

※郵送による申請も受付します。(申請締切日必着)

《対象となる方》

令和8年5月～12月に利用開始を希望される方です。令和9年1月以降の利用申請は、令和9年度の利用申請となり、この申請書では受付できませんのでご了承ください。

なお、出生前のお子さんについても仮受付を実施します。仮受付をされた方は、お子さんがお生まれになった後に、母子手帳を添えて「正式申込依頼書」をご提出いただきます。

《申請期間》※受付開始日 2月16日(月)

利用開始希望月	申請締切日	結果通知発送	出生前仮受付対象者
5月	令和8年3月31日(火)	4月中旬	出産予定日が4月4日(土)までのお子さん
6月	4月30日(木)	5月中旬	5月5日(火) //
7月	6月1日(月)	6月中旬	6月5日(金) //
8月	6月30日(火)	7月中旬	7月6日(月) //
9月	7月31日(金)	8月中旬	8月5日(水) //
10月	8月31日(月)	9月中旬	9月5日(土) //
11月	9月30日(水)	10月中旬	10月5日(月) //
12月	11月2日(月)	11月中旬	11月5日(木) //

※利用調整は先着順ではないため、2月に申請いただいても結果通知の発送は上記のとおりとなります。

《申請後のスケジュール》

申請後、市が行う利用調整の結果は、内定、保留いずれの場合についても利用開始月の前月中旬に保育育成課から通知します。なお、保育育成課まで保育所等利用申請内容取下げ申請書のご提出がない限り、令和8年12月利用開始(11月利用調整)まで利用調整の対象となります。

※求職活動中として申請された方については、認定日から90日を過ぎると利用調整の対象外となります。利用内定前に認定期間が切れる場合は、認定期間の延長手続きが必要となりますのでご注意ください。また、就労が決定した際は、必ず教育・保育給付認定変更申請書と就労証明書をご提出ください。

山形市役所 保育育成課
〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25
TEL:023-641-1212(内線 536,573,535)
MAIL:hoiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp